

-2023年度 指導施設申請書・提出について-

(新規用)

提出物 指導施設申請書 2部 原本とは申請書に直接記載・捺印したもの

*原本1部(本部保管用)を作成し、そのコピーをとって副本1部(支部審査用)として下さい。

締切 2023年5月末日(消印有効)

申請書提出先 各所属支部 本部に送らないようご注意ください!

認定基準 専門医制度規則をご確認下さい。

申請書・記入についてのご注意

申請書①について

- 「指導施設に関する諸連絡に応じる連絡担当者(代表医師)」欄の一番上に記名された方を貴施設の代表者として登録しますので、お名前と一緒に、8桁の会員番号もお書き添え下さい。
連絡担当者はなるべく指導医の方として下さい。証書の送付・施設に関する問い合わせなど全ての連絡は、この代表者の方宛てに行いますので、不都合が生じるようであれば他の方でも構いませんが、その場合でも必ず本学会員の専門医として下さい。また、異動が決まっている方もお避け下さい。
- 「指導責任者」は必ず本学会の指導医の方として下さい。ここに書かれた方を貴施設の指導責任者として登録し、貴施設で内視鏡研修をされた方への証明書などもその方に承認して頂くこととなります。

申請書②内視鏡検査室と設備内容証明書について

- 1. 「内視鏡室の面積」の「独立した内視鏡検査室」とは、検査をするためのスペースを指します。ひとつの大きな部屋(検査室)の中に、リカバリーや洗浄機(室)など、別のスペースを含む場合はそれらを除いた面積を書いて下さい(シンクや什器程度のスペースはそのまま含めて構いません)。部屋の区分が不明瞭な場合は、平面図のコピー(A4サイズ)等を添付して頂ければ審査時の参考にさせていただきます(絶対に必要な物ではありません)。また、表にあてはまらないもので、内視鏡検査に使用しているスペースや設備がありましたら余白に書き添えて下さい。
- 2. 「内視鏡検査室勤務のメディカルスタッフ」欄は、本学会認定技師以外の方は“その他”の欄に人数を書き、余白に職種(看護師等)をお書き添え下さい。

申請書③勤務証明について

- 指導医・専門医氏名欄の一番上には、1枚目の用紙に記載した指導責任者の方を記載して下さい。
- 常勤の指導医・専門医のみ記載して下さい。
- 指導医、専門医の認定No.は、専門医資格取得時の番号と共通です。会員番号とは異なりますのでご注意ください。
- 資格を申請中の方がいらっしゃる場合は、申請中の資格に○をつけ、認定No.の欄に「(申請中)」と明記して下さい。

注 人事異動などが予め分かっている場合はお名前の脇に(括弧)で予定を書き添えて下さい(例:「3月退職予定」、「4月より勤務予定」…)など。施設認定に係わる場合は夏に本部より勤務状況を最終確認させていただきます。

申請書④洗浄・消毒マニュアルについて (作成)

- 指定用紙はありませんが、専門医制度規則第26条のとおり、申請書④として、貴施設における「洗浄・消毒マニュアル」(ガイドラインに沿ったものであること)を作成して頂きます。こちらにも A4用紙 1~3枚程度にまとめ添付して下さい (B5判不可)。

【 裏面へつづく 】

消化器内視鏡研修カリキュラム・研修管理委員会 (作成) (本部提出)

- 未提出施設はホームページにあるひな型をご使用頂き、本部へメール添付 (senmoni@jges.or.jp) にてご提出下さい。(<https://www.jges.net/medical/specialist/instruct-apply>)

その他

- ◆ 書き間違い、訂正などは代表者もしくは指導責任者の訂正印で修正して構いません。
- ◆ 認定料は不要です。
- ◆ 審査結果は理事会の承認を経たからの発表となりますので、**2023年11月中旬**に、本部より
合格 → 12月1日付けで認定証をお送りします(有効期間3年)。
不合格 → 理由を付記した上で通知します。
- * すべての連絡は連絡担当者の方にて郵送しますので、変更を希望される場合は速やかに学会本部事務局までご連絡下さい。
- * 尚、一度ご提出頂きました申請書はいかなる理由でも返却出来ませんので、ご了承ください。

支部一覧 (申請書提出先)

*封筒の表には必ず朱書きで「内視鏡学会指導施設・継続申請」と明記して下さい

北海道	〒047-0032 北海道小樽市稲穂1-4-1 小樽掖済会病院内 日本消化器内視鏡学会北海道支部	TEL : 0134-61-6730
東北	〒010-8543 秋田市本道1-1-1 秋田大学大学院医学系研究科・医学部 消化器内科学・神経内科学講座 日本消化器内視鏡学会東北支部	TEL : 018-884-6104
関東	〒113-0033 東京都文京区本郷 4-1-5 石渡ビル6F 株式会社プランニングウィル内 日本消化器内視鏡学会関東支部 庶務係	TEL : 03-5615-8395
甲信越	〒951-8566 新潟市中央区川岸町2-15-3 新潟県立がんセンター新潟病院 内科 日本消化器内視鏡学会甲信越支部	TEL : 025-266-5111
東海	〒500-8523 岐阜県岐阜市橋本町3-23 朝日大学病院 消化器内科 日本消化器内視鏡学会東海支部	TEL : 058-213-7796
北陸	〒920-8640 石川県金沢市宝町13-1 金沢大学大学院 消化器内科 内 日本消化器内視鏡学会北陸支部	TEL : 076-265-2233
近畿	〒602-8566 京都市上京区梶井町465 京都府立医科大学附属病院 内視鏡・超音波診療部 日本消化器内視鏡学会近畿支部	TEL : 075-251-5650
中国	〒693-8501 島根県出雲市塩冶町89-1 島根大学医学部 内科学講座(内科学第二) 内 日本消化器内視鏡学会中国支部	TEL : 0853-20-2190
四国	〒760-8557 香川県高松市朝日町1丁目2番1号 香川県立中央病院 消化器内科 日本消化器内視鏡学会四国支部	TEL : 087-802-1185
九州	〒818-8502 福岡県筑紫野市俗明院1丁目1番1号 福岡大学筑紫病院 内視鏡部 日本消化器内視鏡学会九州支部	TEL : 092-921-1011 (内線 3011)

申請についてご不明の点は、本部事務局(下記)までお問い合わせください
日本消化器内視鏡学会事務局(指導施設係)
Tel : 03-3525-4670 Fax : 03-3525-4677 E-Mail : senmoni@jges.or.jp

以上